

徴収事務の委託について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、新潟市亀田総合体育館及び新潟市亀田運動広場使用料の徴収事務について、次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により、下記のとおり告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

新潟市長 中原 八一

記

1 徴収事務受託者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 公益財団法人 新潟市開発公社 代表理事 理事長 若杉 俊則
所在地 新潟市中央区白山浦 1 丁目 613 番地 69

2 徴収事務を行わせる歳入

新潟市亀田総合体育館及び新潟市亀田運動広場使用料

体育施設の名称	所在地
新潟市亀田総合体育館	新潟市江南区茅野山 3 丁目 1 番 13 号
新潟市亀田運動広場	新潟市江南区亀田緑町 1 丁目 810 番地 3

3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和 6 年 4 月 1 日

4 徴収事務を委託した日

令和 6 年 4 月 1 日

5 徴収事務を行わせる期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで